

アップデート5. 45のご案内

拝啓時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は、「社労法務システム」を御愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、このたび下記の内容のソフトウェア アップデートを行いましたので、ご確認下さい。

敬具

記

アップデート 5.45

<概要>

1. 本年度の年末調整改正に伴う改善（第1弾）	2
本年度の改正内容について	
寡婦区分改正による個人基本情報新規登録の変更	
令和2年分と3年分の扶養控除等（異動）申告書の対応	
令和2年分の保険料控除申告書の対応	
令和2年分の基礎控除・配偶者控除・所得金額調整控除申告書の対応	
寡婦区分改正による扶養控除対象人数変更と扶養家族年齢検索の変更	
注意. 今回のアップデートでは年末調整基本データ作成以降の改善は含まれていません。	
※ 年末調整基本データ作成以降は処理しないでください。	
次回のアップデートまでお待ちください。	
2. 全銀銀行コードの更新	5
共通銀行マスターで使用できる全銀銀行コードを更新しました	
3. その他改善と不具合の対応	5
1) 個人宛保険料のお知らせの要望による改善	
2) 個人一覧表の要望による改善	
3) 個人台帳管理（労働者名簿）の要望による改善	
4) 労災申請の支給請求書・申請書の別紙印刷に関する不具合対応	
5) 雇保資格取得・喪失・転勤届（CD申請）の在留期間等のチェックに関する不具合対応	
6) 70歳以上被用者検索&変更の標準報酬月額相当額に関する不具合対応	
7) 賞与支払届のマイナンバー印刷に関する不具合対応	
8) 年次有給休暇管理簿の事業所選択に関する不具合対応	
9) 標準報酬月額変更記録メンテナンスに関する不具合対応	
4. 今後のアップデート予定について	6
5. マイナポータル仕様の電子申請についてのお知らせ	6

※ 次期 e-Gov システムについてのお知らせ
2020年11月末に次期 e-Gov システムに変わります
※ e-Gov サイトからの一括申請機能が廃止されます

アップデート内容

1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第1弾)

本年度の改正内容について

1. 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万円 5,000円以下	55万円	65万円
162万円 5,000円超 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

2. 基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	(所得制限なし)
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

3. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額(その給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました

4. ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

(1) 未婚のひとり親(現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、

次に掲げる要件を満たすものをいいます)である場合には、ひとり親控除として、その年分の総所得金額から35万円を控除されることとなりました。

要件

イ. その人と生計を一にする子を有すること

ロ. 合計所得金額が500万円以下であること

ハ. その人と事実上婚姻関係と同様の事実にあると認められる人がいないこと

(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦(寡夫)控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

要件

イ. 扶養親族を有する寡婦について、上記(1)のロの要件が追加されました

ロ. 上記(1)のハの要件が追加されました

また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました

※ 個人基本情報新規登録にて寡婦区分の確認と訂正を行ってください。

寡婦区分の一覧変更機能を用意しました。

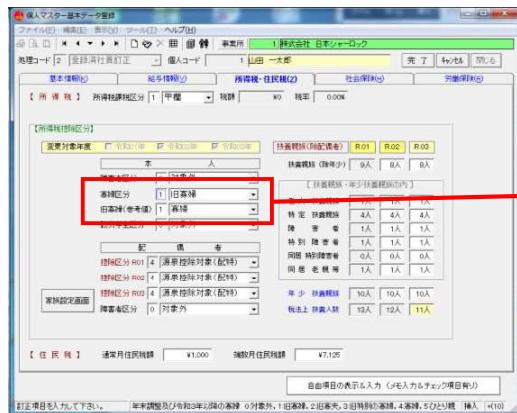
1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第1弾)

続き

1) 寡婦区分改正による個人基本情報新規登録の変更

・寡婦区分の変更

寡婦区分は、令和2年以降の年末調整にて使用されます。（令和3年1月以降の税法上扶養人数の計算に使用）
旧寡婦区分は、令和元年以前の年末調整と令和2年12月までの税法上扶養人数の計算にて使用されます。



寡婦区分

1 : 旧寡婦、 2 : 旧寡夫、 3 : 旧特別の寡婦、

4 : 寡婦、 5 : ひとり親

※ 旧寡婦、旧寡夫、旧特別の寡婦は最後の給与等の支払が
令和2年3月31日以前の場合のみです

旧寡婦 (参考値)

1 : 寡婦

2 : 寡夫

3 : 特別の寡婦

税法上扶養人数についての注意

令和2年以前は「旧寡婦（参考値）」により計算されます

令和3年以降は「寡婦区分」により計算されます

（旧寡婦、旧寡夫、旧特別の寡婦は人数に含まれません）

・寡婦区分の一覧変更機能の追加

寡婦区分を一覧形式にて検索と変更ができる機能を新たに追加しました



表示条件

寡婦区分を選択して対象者の絞込みができます（複数選択可）
在籍期間を選択して対象者の絞込みができます

旧寡婦区分を追加で選択して対象者の絞込みができます

表示ボタン：上記表示対象を選択して対象者を表示します

寡婦区分の変更ボタン：寡婦区分の変更を行う場合にクリック

① 変更する寡婦区分を選択する

② 一括して変更する場合

対象者選択を選択して「←選択」をクリック

更新区分を選択して「下記一覧にセット」をクリック

更新完了をクリックすると更新されます

※ 旧寡婦区分の変更ボタンにて旧寡婦区分を変更することも
できます



2) 令和2年分と3年分の扶養控除等(異動)申告書の対応

令和3年分の扶養控除等(異動)申告書に対応しました。

用紙選択の選択肢の名称を変更しました

令和3年分申告書、 令和3年分申告書(個人番号斜線)

令和2年分申告書、 令和2年分申告書(個人番号斜線)

令和2年分申告書(ひとり親対応用紙)、 令和2年分申告書(ひとり親対応用紙:個人番号斜線)

※ 寡婦区分の改正により、令和2年分の用紙についても、令和3年分を使用することが認められていますので
ひとり親対応用紙として印刷することができます

3) 令和2年分の保険料控除申告書の対応

令和2年分の保険料控除申告書に対応しました。

用紙選択の選択肢の名称を変更しました

令和2年分申告書

1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第1弾)

続き

4) 令和2年分の基礎控除・配偶者控除・所定金額調整控除申告書の対応

令和2年分の基礎控除・配偶者控除・所定金額調整控除申告書に対応しました。

用紙選択について

用紙選択の選択肢の名称を変更しました

令和2年分申告書、令和2年分申告書(個人番号斜線)

配偶者欄の印刷有無に「源泉対象が対象外は印刷しない」の選択肢を追加しました

※ 扶養控除等(異動)申告書、保険料控除申告書、基礎控除・配偶者控除・所定金額調整控除申告書の共通対応 「乙欄の人のみ」が選択できるように改善を行なっています

用紙の裏面印刷について

メニューバーの「ファイル(F)」→「申告書用紙の印刷」にて、裏面のみの印刷ができます。

裏面のみの用紙を印刷してから、印刷した用紙の表面に本処理にて印刷してください

5) 寡婦区分改正による扶養控除対象人数変更と扶養家族年齢検索の変更

「控除対象人数変更」画面の新・旧寡婦区分対応

- 寡夫の分類が、従来の「寡婦・寡夫・特別の寡夫（旧）」から「寡婦・ひとり親（新）」に変更されたことにより「被扶養者データ変更」画面の本人データ欄に新・旧2つの寡婦区分を表示できるようにしました。
- 従来、この画面では、本人データ欄の変更是できませんでしたが、（新）寡婦区分のみ変更ができるようになりました。（新寡婦区分は本年度の年末調整から使用されます。旧区分は本年度、給与計算のみに使用されます。）
- 改定対応して、税法上扶養人数の算出方法を変更しました。
- 寡婦区分の設定がされている人については、事前に「個人基本情報新規登録」画面にて新旧寡婦区分の確認と再設定を行っていただくことをお勧めしていますが、これを行っていない場合は令和3年度の税法上扶養人数が正しく再計算されていない場合があります。その場合は下図の様に年度毎の扶養人数合計表示の上にメッセージが表示されますので一度「データ訂正開始」ボタンをクリックした後、「データ訂正完了」ボタンをクリックすることで扶養人数が再計算されます。



「控除対象人数変更」画面の新・旧寡婦区分対応

- 寡夫の分類が、従来の「寡婦・寡夫・特別の寡夫（旧）」から「寡婦・ひとり親（新）」に変更されたことにより「被扶養者データ変更」画面の本人データ欄に新・旧2つの寡婦区分を表示できるようにしました。
- 寡婦区分の設定がされている人で「個人基本情報新規登録」画面にて新旧寡婦区分の確認と再設定が行われていない場合は下図の様に扶養人数集計欄の旧寡婦がピンク色で表示されますので、中央の「個人マスター 扶養人数変更」ボタンをクリックして下さい。旧寡婦区分が正しく登録され、扶養人数が再計算されます。



※ 寡婦区分については、個人基本情報新規登録にて寡婦区分一覧変更にて事前に確認と変更を行ってください

2. 全銀銀行コードの更新

1) 銀行・支店の合併・新設・廃止等により、共通銀行マスター登録画面で追加時に表示する銀行一覧表を更新しました。

・下記の銀行が削除されています。(全銀銀行コードがなくなりました)

全銀銀行コード	銀行名
8511	馬路村農協
180	十八
325	資産管理サービス信託
1445	鶴来信金

・下記の銀行の銀行名が変更されています。(全銀銀行コードに変更はありません)

全銀銀行コード	銀行名	
	変更前	変更後
181	親和	十八親和
324	日本トラスティ・サービス信託	日本カストディ
1444	北陸信金	はくさん信金

・その他、銀行の合併・新設・廃止の関連で支店の統廃合・名称変更等が発生しています。

・変更関連の銀行については共通銀行マスター登録画面でご確認・変更をお願いします。

3. その他改善と不具合の対応

1) 個人宛保険料のお知らせの要望による改善

健康保険や厚生年金保険に非加入の人は、保険料率が印字されないようにしました。

保険料が免除の場合や指定額にて金額を登録した場合は、”免除”、”指定額”と印字されるように改善しました。

2) 個人一覧表の要望による改善

全用紙共通の改善 氏名の間に空白を入れて印刷されるように改善を行ないました。

個人名簿総合一覧表の改善 右記項目の印字欄を追加しました。 「男女」、「フリガナ」

資格喪失した人の標準報酬欄を印刷しないように改善しました。

郵便番号が登録されていない人は「-」などを印刷しないように改善しました。

健保組合加入の事業所の場合は、健組指定健保番号が印刷できるようにしました。

雇用保険被保険者一覧表の改善 本社以外の事業所名称も印刷されるように改善しました。

3) 個人台帳管理(労働者名簿)の要望による改善

全員退職している事業所の場合、個人選択をして印刷できませんでしたが、個人選択をして印刷できるよう改善しました。
「職位」が正しく表示されない場合があるとの報告がありましたので改善を行ないました。

4) 労災申請の支給請求書・申請書の別紙印刷に関する不具合の対応

別紙にて行数を増やした場合に「算入しない」に設定されていても印刷される不具合を改善しました。

5) 雇保資格取得・喪失・転勤届(CD申請)の在留期間等のチェックに関する不具合の対応

国籍や在留資格を入力した場合でも在留期間について入力しない場合があるが、必須項目としてチェックを行っている不具合が報告されましたので改善しました。

6) 70歳以上被用者検索＆変更の標準報酬月額相当額に関する不具合の対応

70歳以上被用者の標準報酬月額相当額が正しく表示されない不具合が報告されましたので改善しました。

7) 賞与支払届のマイナンバー印刷に関する不具合の対応

印刷を行った場合でもマイナンバーが伏字で印刷されるとの報告されましたので改善しました。

8) 年次有給休暇管理簿の事業所選択に関する不具合の対応

事業所選択画面を表示しない設定が行われている場合、事業所コードを入力しても処理ができない不具合が報告されましたので改善しました。

9) 標準報酬月額変更記録メンテナンスに関する不具合の対応

個人情報登録画面で登録済の標準報酬月額の履歴を「個人基本情報からコピーして登録」のボタンで登録できるようになっていますが、個人基本情報の標準報酬履歴の登録に適用日付が入っていない等データに不備があった場合、かなり昔の日付で登録されてしまうという問題がありましたが、このようなデータは登録されないように改善しました。
また、上記のデータはこの画面には表示されないが、個人台帳などで印刷されてしまうという問題もありましたが、すべてのデータを表示し、問題のあるデータを削除することができるようにしました。

4. 今後のアップデート予定について

本年度の年末調整の改定に伴う改善 第2弾

被扶養者異動届の新用紙の対応（国内居住要件関係の追加）

労基法改正に伴う「年次有給休暇管理簿の機能追加」 第2弾

※ 実際のアップデートについては各対応が出来次第お送り致します。

※ アップデート予定については予告なく変更される場合があります。また、順番についても状況等により変更となる場合があります。

次期 e-Gov システムについてのお知らせ

2020 年 11 月末に次期e-Govシステムに変わります

次期 e-Gov システムへの切替をもって、e-Gov からの一括申請機能が廃止されます。

現在、一括申請にて作成された申請ファイル(ZIP 形式)を e-Gov のパーソナライズにログインして申請している方は
社労法務システムAPIからの申請に切り替えていただきますようお願いいたします。

マイナポータル仕様の電子申請についてのお知らせ

11 月にリリースされる、マイナポータル仕様の電子申請への対応スケジュール

現在、仕様に基づき、開発を進めておりますが、最終試験の時期との兼ね合いもあり、リリース時期につきましては、
下記の通りとさせていただきます。

【 健保組合への電子申請について 】

健保組合への電子申請につきましては、2021 年 1 月末を目途に、リリースを予定しております。

この時期にリリースする届け出は下記の主要6届け出となります。

健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(CSV 方式)

健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(CSV 方式)

健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(CSV 方式)

健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(CSV 方式)

健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(CSV 方式)

健康保険被扶養者(異動)届(CSV 方式)

※ リリースまでの期間につきましては、大変申し訳ございませんが、システム改修待ちとの事で、健保組合への
ご連絡をお願い致します。

※ 上記以外の届け出につきましては、2021 年 3 月より順次リリースを予定しております。

【 GBIZ での電子申請について 】

現状の一括申請から申請できる届け出につき、GBIZ での申請が可能となるアップデートは、2021 年 2 月末を目途に
リリースを予定しております。

11/2～リリースまでの期間は、GBIZ での申請はできませんので、社会保険労務士様の電子証明書 または
既存の社会保険労働保険に対応した電子証明書での申請をお願い致します。

既存の届け出につきましては、申請自体は、今までと変わりなく申請が可能となります。

【 マイナポータル仕様のみの届け出の電子申請について 】

2021 年 3 月以降、随時、新しい届け出をアップデートリリースしていく予定となっております。

※ リーススケジュールにつきましては、開発の進み具合により、変更される場合もございますので、ご了承下さい。